



埼玉県報

第 2 3 8 8 号
平成 2 4 年 5 月 1 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [統合サーバーシステム保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [文書集配・発送業務委託に関する落札者等の公示\(文書課\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [埼玉県県民健康福祉村の指定管理者である法人の名称変更\(健康長寿課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [聴聞の実施\(建築安全課\)](#)
- [県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示\(住宅課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県情報公開条例の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人の名称変更\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人の名称変更\(生涯学習文化財課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
統合サーバーシステム保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌアイデイ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号
- 5 契約金額
30,844,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メイあさかセンター

三 代表者の氏名

尾池 富美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市本町二丁目七番十七号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、児童から高齢者まで、年齢や立場を超えて連携し、生涯学習社会、高齢社会、国際化社会、情報化社会について学習と活動を基に、調査・研究を推進し、より良い生活ができる地域づくりに寄与することを旨とします。

（変更後）この法人は、子どもから高齢者まで、年齢や立場を超えて連携し、生涯学習社会、高齢社会、国際化社会、情報化社会について学習と活動を基に、調査・研究を推進すると共に、他団体活動の支援を行うことで、より良い生活ができる地域づくりに寄与することを旨とします。

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ヘルパーステーションコアラ

三 代表者の氏名

羽鳥 良江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字早俣一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）・高齢者・精神障害者に対し、居宅介護事業を行い、地域福祉推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育てステーションたんぼぼ

三 代表者の氏名

内海 弘美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市南四丁目二番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、久喜市及び周辺地域の人々に対する子育て支援を目的に、子育てに関する団体及び個人の相互の情報交換を支援し、地域社会における市民活動・行政・企業・学校等が連携するための環境を作り、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書集配・発送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番
1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本環境マネジメント株式会社 埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号
- 5 落札金額
28,161,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年1月27日

告示

埼玉県告示第六百三十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五ツル	11B007287	一	農業	平成二十三年五月一六日 ） 平成二十四年三月三十一日
一〇ツル	11C068077	一	農業	平成二十三年五月一六日 ） 平成二十四年三月三十一日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市志多見一四九五
ほくさい農業協同組合 埼玉志多見給油所

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

平成二十四年三月三十日

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アンビシャス
- 三 代表者の氏名
杉 原 龍 範
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県加須市久下一丁目三十五番地二十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、健康の増進、心身の健全育成及び交流の促進を目的としたイベントの企画・開催に関する事業、健康の増進及び心身の健全育成を目的とした講演会、講習会等の企画・開催に関する事業等を行うことにより、福祉の増進と社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジア障害者教育協会
- 三 代表者の氏名
青 木 陽 子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵千五百三十八番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自国およびアジア各国における障害者に対し、自立支援法に基づいた福祉に関する事業を行い、障害者の社会的自立と福祉の増進に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総合生活環境支援センター

三 代表者の氏名

岡 山 晃 一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町二丁目一番二十 二百二号

五 定款に記載された目的

この法人は、自らの安全は自らの手で守るといふ基本的な考え方に則り、講習会の開催等による災害救援活動の普及を図ると共に、産業廃棄物等のリサイクルによる環境保全、社会的弱者に対する自立支援及び各種スポーツ教室の開催等、市民生活を様々な面からサポートし、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年四月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいアイ

三 代表者の氏名

林 千恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市郭町二丁目四番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者を含む障害者に対して教育事業を行い、知的障害者を含む障害者の能力開発のため、年齢、性別、国籍、そして、障害の有無を問わず創造教育し、並びに、その成果をもって障害者の自立の一助に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1152580070	介護老人保健施設みかじま	埼玉県所沢市三ヶ島 5 丁目 1636 番地	介護老人保健施設	医療法人泰一会	平成 24 年 3 月 24 日
1150680039	春日部認知症保健福祉センター	埼玉県春日部市増富 36 番地	介護老人保健施設	医療法人社団みどり会	平成 24 年 4 月 1 日

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

埼玉県健康福祉村条例（昭和六十二年埼玉県条例第八号）第十三条第二項の規定により埼玉県健康福祉村の指定管理者である財団法人埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ株式会社グループの名称の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定管理者の名称

公益財団法人埼玉県公園緑地協会・シンコースポーツ株式会社グループ

二 変更の年月日

平成二十四年四月一日

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市大字箕田字吉右エ門三千百十一 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外十者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

株式会社オーエムツミート 代表取締役 大越勤

東京都港区芝大門二丁目四番七号

吉川水産株式会社 代表取締役 森伸夫

東京都世田谷区南烏山五丁目九番一号

株式会社ユナイテッドベジーズ 代表取締役 竹井功一

東京都港区海岸一丁目九番十一号

株式会社黒沢薬局 代表取締役 黒澤章

埼玉県鴻巣市本町一丁目五番二十二号

B E N T E N株式会社 代表取締役 若松俊治

東京都中央区日本橋二丁目八番地十一号

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地一

有限会社ツバキ 椿満夫

埼玉県ふじみ野市北野二丁目八番十八号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

八 変更年月日

平成二十三年九月三十日

二 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市大字箕田字吉右エ門三千百十一 一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五九三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年十二月二十八日

二 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路事業三・四・十号 川越駅南大塚線

三 事業施行期間

平成二十四年五月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県川越市新宿町五丁目、新宿町六丁目、旭町二丁目及び旭町三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一〇 二八 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

児玉郡美里町大字猪俣字柳井戸千五十六番二 外三十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千九百四十三・〇立方メートル

告示

埼玉県告示第六百四十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十四年 五月三十日午 前十時	開進社	今銚 哲夫	埼玉県熊谷市太井 一三四九

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

告示

埼玉県告示第六百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 前田一彦	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市新宿町五丁目十二番地二（ファインドエル2新宿六〇一号室）

瀬山 晃市

二 指定年月日

平成二十四年五月一日

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市大字古谷本郷千四百三十一番地

瀬山 新太郎

二 取消年月日

平成二十四年四月三十日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年四月二日

指令川建セ第二三 一三一 号

二 検査済証番号

平成二十四年五月二日

川建セ第二四 九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字中道北七七 番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目二六番三号

株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年五月二日

指令川建セ第二三 四六一号

二 検査済証番号

平成二十四年五月二日

川建セ第二四 四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東表一四二五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平一四九一番地一 グレイスガーデン 103

岡崎 光男 岡崎 恵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年三月六日

指令越建セ第二三〇〇七四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月八日

越建セ第六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目二百九十九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム 株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

平成十三年埼玉県教委告示第十八号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

「財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」を「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」に改める。

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

平成十七年埼玉県教委告示第十七号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により埼玉県教育委員会が定める出資法人）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

「財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」を「公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」に改める。

告示

埼玉県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された豊田みつる後援会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十四年四月二日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十三年八月三十日付け埼玉県選管告示第百十六号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

ページ	段	行
十三	右	四
誤	(2) 支出総額	1,518,750 円
正	(2) 支出総額	1,623,498 円
		二十三
誤	(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,466,020 円
正	(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,570,768 円
		二十三行目の後に次の一行を加える。
	a 機関紙発行事業費	104,748 円
		二十四
誤	a その他の事業費	1,466,020 円
正	b その他の事業費	1,466,020 円
		二十五
誤	合計	1,518,750 円
正	合計	1,623,498 円

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年五月十五日 午後二時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定に関して
意見を述べることについて

イ その他